

平成 29 年 12 月 26 日
観 光 庁
土 地 ・ 建 設 産 業 局
住 宅 局

「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)」を策定しました ～民泊サービスの適正化を図りながら、観光旅客の来訪・滞在促進を目指します！～

平成 30 年 6 月 15 日に施行される住宅宿泊事業法の適正な運営を図るため、「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)」を策定し、本日、関係する地方公共団体等へ発出いたしました。

I. 背 景

民泊サービスについて、一定のルールの下、その健全な普及を図るため、住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)が、本年 6 月 16 日に公布されました。

今般、住宅宿泊事業法に係る解釈、留意事項等を「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)」としてとりまとめました。

II. 概 要

(1) 住宅宿泊事業関係

- マンション管理規約に住宅宿泊事業についての定めが無い場合の届出添付書類
- 本人確認の方法や宿泊者名簿についての留意事項等
- 法第 18 条に基づく制限条例についての基本的な考え方、留意事項等

(2) 住宅宿泊管理業関係

- 住宅宿泊管理業の登録要件等

(3) 住宅宿泊仲介業関係

- 住宅宿泊仲介業の登録要件等
- 無届出物件等の違法サービスのあっせんの禁止に係る考え方等

(4) その他

- その他所要の事項について記載

【お問合せ先】 国土交通省代表 03-5253-8111

全般・住宅宿泊事業・住宅宿泊仲介業関係

観光庁観光産業課 北川、村井 直通:03-5253-8329(内線 27-333、27-313) FAX:03-5253-1585

住宅宿泊管理業関係

土地・建設産業局不動産課 角谷、鈴木 直通:03-5253-8288(内線 25-128、25-129) FAX:03-5253-1557

住宅宿泊事業法第6条関係(安全確保の措置※「避難経路の表示」を除く)

住宅局建築指導課 藤原、花森 直通:03-5253-8513(内線 39-520、39-530) FAX:03-5253-1630

マンション管理規約関係

住宅局市街地建築課マンション政策室 五箇、間瀬 直通:03-5253-8509(内線 39-693、39-684) FAX:03-5253-1631